

一般社団法人資源・素材学会支部規程

平成 23 年 3 月 31 日 理事会承認

平成 23 年 7 月 1 日 施行

平成 24 年 10 月 25 日 改正

平成 25 年 5 月 14 日改正

第 1 条 本規程は、一般社団法人資源・素材学会（以下、本会という）定款第 2 条第 2 項及び細則第 2 条に基づき設置される支部の運営に関して定める。

（支部）

第 2 条 各支部に属する地域は、本会細則第 2 条第 3 項に定める通りとする。

（事務局）

第 3 条 各支部に事務局をおく。その所在地、連絡先を変更した場合、すみやかに本会事務局に報告する。

（支部の事業）

第 4 条 各支部は、本会および支部の目的を達成するための事業を行う。

（支部所属会員）

第 5 条 各支部に属する地域内に、主たる勤務地または居住地として届出られた連絡先を有する会員をもって、支部所属会員とする。

2 海外に在住する会員については、主たる国内連絡先の所在地が属する支部に所属するものとする。

（支部所属代議員）

第 6 条 各支部に属する地域内に、主たる勤務地または居住地として届出られた連絡先を有する代議員をもって、支部所属代議員とする。

2 代議員は一般社団法人資源・素材学会代議員選挙規程に定める選挙により選出する。

3 他支部より転入した代議員は、転入先支部で代議員となる。その場合の代議員任期は、転入元支部における代議員の残任期間とする。

（代議員選挙候補者の選出）

第 7 条 各支部は支部に所属する正会員および賛助会員の中から、改選定数と同数の代議員選挙候補者、および 1 名または 2 名以上の代議員補欠候補者を選出し、11 月末日までに選挙管理委員会に届け出る。

2 代議員補欠候補者が 2 名以上の場合、補欠候補者間の優先順位を定める。

（補欠の代議員の繰り上げ）

第 8 条 支部所属代議員の他支部への転出以外の理由により支部所属代議員の員数が欠けた場合、選挙管理委員会に届け出て、補欠の繰り上げを行う。

2 繰り上げ代議員の任期は、前任者の残存任期とする。

3 選挙管理委員会は、補欠の繰り上げを告示する。

(理事候補者および補欠の理事候補者の選出)

第9条 各支部は、各支部に所属する正会員のなかから1名の理事候補者、および1名または2名以上の補欠の理事候補者を、支部毎に定める方法により選出し、2月末日までに選挙管理委員会に届け出る。

2 補欠の理事候補者が2名以上の場合、補欠の理事候補者間の優先順位を定める。

(支部役職)

第10条 各支部に、1名の支部長、1名または2名以上の副支部長をおく。また、支部毎に定める人数の幹事および常議員をおくことができる。

2 各支部は、役職の名簿を整備し、保管する。変更あるとき、すみやかに本会理事会に報告する。

(支部長、副支部長および補欠の理事の選出)

第11条 各支部が選出した理事候補者が社員総会において理事に選任され、理事会において業務執行理事に選定されることをもって支部長とする。

2 副支部長は、支部に所属する正会員のなかから、支部ごとに定める方法により選出する。

3 各支部が選出した補欠の理事候補者が社員総会において選任されることをもって補欠の理事とする。

4 当該支部による候補者から選任された理事以外の理事が、当該支部の補欠の理事を兼ねることは妨げない。

(常議員の選出)

第12条 常議員をおく支部における常議員は、支部に所属する正会員および賛助会員の中から、支部毎に定める方法により選出する。

2 支部に所属する代議員は常議員となる。

(幹事の選出)

第13条 幹事をおく支部における幹事は、支部所属正会員の中から、支部毎に定める方法により選出する。

(役職の職務)

第14条 支部長は、支部を代表して支部業務を統括、遂行する。

2 支部長は法人法第91条第2項の定めにより、業務執行理事として、職務の執行の状況を理事会に報告しなくてはならない。

3 副支部長は、支部長を補佐して業務を掌理し、支部長に事故があり一時的に職務の遂行が困難となったときは、予め定めた順序により、定められた職務を分担遂行する。

4 補欠の理事は、支部長が欠けたときは、理事会における業務執行理事への選定手続きを経て支部長に選任される。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

5 その他の支部役職の職務は、支部毎に定める。

(支部役職の任期)

第 15 条 支部長の任期は定款第 28 条に定める理事の任期と同一とする。

2 補欠の理事の任期は定款第 27 条第 5 項に定める、補欠の理事の選任に係る決議が効力を有する期間と同一とする。

3 その他の支部役職の任期は支部毎に定める。

4 支部役職に就くものが他支部へ転出した場合、その任を解かれる。

5 支部長以外の支部役職に欠員が生じたときは、支部ごとに定める方法により補充することができる。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

6 支部役職は、その任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(支部役職の解任)

第 16 条 支部役職は支部総会の決議によって解任することが出来る。

2 支部長が社員総会の決議によって理事を解任された場合、支部長の任を解く。

3 支部長が理事会の決議によって業務執行理事を解職された場合、支部長の任を解く。

4 常議員をおく支部における常議員の解任は、定款第 15 条の定めるところに準じる。

(支部総会)

第 17 条 支部総会は、支部に所属するすべての正会員、賛助会員をもって構成する。

2 支部総会の運営については、支部毎に定める。但し、定款及びその他の法令により、理事会又は社員総会で決議すべき事項についてはこの限りでない。

(常議員会)

第 18 条 常議員をおく支部における常議員会は、すべての常議員をもって構成する。

2 常議員会の運営については、支部毎に定める。

(幹事会)

第 19 条 幹事を置く支部における幹事会は、支部長、副支部長、幹事をもって構成する。

2 幹事会の運営については、支部毎に定める。

(委員会)

第 20 条 支部に、事業の円滑な遂行を図るため委員会をおくことができる。

2 支部におく委員会の運営については、支部毎に定める。

(支部経理)

第 21 条 各支部の経費は、本会の計上した支部経費、その他の収入で支弁する。

2 各支部の経理は本会の経理規程で定めるところによる。

(事業年度)

第 22 条 支部の事業年度は、毎年 2月1日 に始まり、翌年 1月31日 に終わる。

(事業計画、収支予算書)

第 23 条 支部の事業計画および、収支予算書は支部長が作成し、11月末日までに理事会に

提出し、当該事業年度の開始の前日までに開催される理事会において、本会の事業計画、および収支予算書とともに承認を受けなければならない。

(事業報告、収支決算書)

第 24 条 支部の事業報告および、収支決算書は支部長が作成し、2 月末日までに理事会に提出し、当該年度の終了後速やかに開催される理事会において、本会の事業報告案および、収支決算書案とともに承認を受けなければならない。

(規程の変更)

第 25 条 この規程の変更は、理事会の議決を得て行うものとする。

付則

この変更規程は、平成 25 年 5 月 14 日から施行する。